

平成28年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
1	雲南	難病相談支援センター事務所がA棟にかわったこと	<p>今年4月から「ヘルスサイエンスセンター島根」の事務室がA棟に全て揃った。横の連絡を取るには都合がいい。</p> <p>しかし、難病患者がいこいの場としている支援センターに、常にセンター長がいらないということはさみしい。</p> <p>やはり、支援センター長はB棟の支援センターにドンと構えてほしい。</p>	<p>難病相談支援センターが難病患者の皆さまの憩いの場になっていることは、喜ばしいことです。</p> <p>この度、その事務所及びセンター長がA棟に移ったことは、様々な団体が同時に多目的に利用しやすい施設とするためと聞いております。今回の難病患者の皆さまの思いを「ヘルスサイエンスセンター島根」にも伝え、難病相談支援センターが皆さまのより身近な機関となりますよう、今後も努めていきたいと考えています。</p>	<p>難病相談支援センターには、常時相談員が配置されています。行事や必要時には支援センター長もB棟にいるように努めておられます。今後も支援センターが身近な機関となりますよう努めてまいります。</p>	健康推進課	ひまわりの会	8月18日
2	雲南	地域密着型ユニット特養	<p>70床のうち、20床がユニット型特養、50床が従来型特養の場合、20床のユニット型は地域密着型でなければならないため、入居者が町内の人に限定される。</p> <p>近年、入居待機の減少により、利用料の高いユニット型は敬遠され、入居調整が難しい。町外、県外から入居を希望されるケースが時々あっても、受け入れることが出来ず矛盾を感じる。</p> <p>ニーズに応じていくために、地域密着という枠組みを取り外し、柔軟な対応ができるようにしてほしい。</p>	<p>入所定員が29人以下の特別養護老人ホームについては、地域密着型サービスとなりますので、原則として、施設が所在する市町村の住民（被保険者）のみ入居が可能となります。（※雲南地区の場合は保険者が雲南広域連合のため、雲南市・飯南町・奥出雲町の住民が入居可能。）</p> <p>地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるよう、身近な市町村で提供されるサービスであり、市町村が指定・指導監督の権限をもち、国の基準の範囲内で独自の介護報酬・指定基準を設定できることとなっています。</p> <p>介護保険は全国一律の制度であり、県独自で制度を変えることはできませんが、他市町村の住民の利用も可能となる場合もありますので、該当市町村（保険者）にご相談ください。</p>	<p>入所定員が29人以下の特別養護老人ホームについては、地域密着型サービスとなりますので、原則として、施設が所在する市町村の住民（被保険者）のみ入居が可能となります。（※雲南地区の場合は保険者が雲南広域連合のため、雲南市・飯南町・奥出雲町の住民が入居可能。）</p> <p>地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるよう、身近な市町村で提供されるサービスであり、市町村が指定・指導監督の権限をもち、国の基準の範囲内で独自の介護報酬・指定基準を設定できることとなっています。</p> <p>介護保険は全国一律の制度であり、県独自で制度を変えることはできませんが、他市町村の住民の利用も可能となる場合もありますので、該当市町村（保険者）にご相談ください。</p>	高齢者福祉課	雲南地区福祉施設協議会	8月18日
3	雲南	身心共に健康でありたい	<p>戦後の食料不足から解放され、栄養を十二分に供与された結果、長生きが出来るようになった。</p> <p>一方全ての分野において、貨幣経済を優先させた結果、ストレス社会に突入した。老若男女を問わず、長生きはしたけれども、結婚し、子どもを産みたいけれども、困った、困ったの話ばかりである。</p> <p>経済優先から心優先に（デジタルからアナログに）変えていかなくては、アリ地獄へさらに深入りする事は明らかである。</p>	<p>ご意見のとおり、平均寿命は伸びてきましたが、健康寿命や生活の質、ライフアンドワークバランスなど、「どう生きるか」が問われる時代です。</p> <p>そのような時代でも、健康で暮らしやすい島根県であるためには、単に制度やサービスの充実のみでなく、県民の皆様力による地域力によることも大きいと言えます。</p> <p>今後も健康で暮らしやすい島根県になるようご支援をお願いします。</p>	公聴会時の回答と同じ	健康推進課	島根県食品衛生協会雲南支所	8月18日

平成28年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
4	雲南	精神保健ボランティアの養成と団体の維持	<p>雲南圏域における精神保健福祉ボランティアとして、つくしの会は平成14年3月に設立され、雲南地域の福祉施設でのボランティアをはじめ、保健所でのサロン活動、会員全体での研修会、当業者のスポーツ大会での奉仕、当事者交流会での奉仕等、当業者会、家族会、福祉施設、行政とのかかわりの中で活動を行ってきた。設立当初は70名近いボランティアがいたが、現在では40名程度である。精神保健ボランティアの養成は保健所の事業によってなされてきた。精神保健ボランティアに対する需要が地域ではあるが、会員の高齢化に伴い、それらの要望に応えられない現状がある。急速な高齢化に伴い会員の退会が目立つ中、島根県においては精神保健ボランティアの養成に対してもう少し力を入れていただくようお願いする。</p> <p>わたしは島根県精神保健ボランティア連絡協議会の代表もしているが、ボランティアの減少、高齢化の問題は雲南地域だけの問題ではなく県内全体の問題である。このままの状態だと、あと数年後にはどこの団体も団体そのものの維持が難しく、組織を維持していくことができない。非常に困難な問題であるが、人材の養成並びに団体の維持のために対策を立てていただきたいと思う。</p>	<p>【障がい福祉課】 島根県では、各保健所が中心となり圏域の実情をふまえて、精神保健ボランティアの育成や活動の支援を行っているところ。また、障害者総合支援法の3年後の見直し報告書(平成27年12月)においては、今後は各市町村においても、精神障がい者の地域生活への移行を推進していく必要があるとされていることから、圏域の実情を踏まえながら、保健所や市町村と精神保健ボランティアの方との連携について検討をしていく必要があると考えております。</p> <p>【雲南保健所】 雲南圏域においては、平成26年度までは毎年継続して、精神保健福祉ボランティアを養成してきました。平成27年度以降は、ボランティア組織の代表と協議し「新規のボランティアを養成するよりも組織の維持を重視したい」ということから、養成講座は実施していない状況です。 今後も新たなボランティア養成については、ボランティア組織と協議しながら実施していくこととしています。 養成後のフォローアップ研修も継続しており、団体を対象とした研修会の開催はもとより、圏域内の様々な精神保健福祉関係の研修会のお知らせを行っています。会員の高齢化に伴い、活動の維持に御苦労されていることも承知していますので、引き続き御相談させていただきたいと思っております。</p>	<p>【障がい福祉課】 公聴会時の回答に同じ</p> <p>【雲南保健所】 公聴会以後の支援・協力については以下のとおり (1) フォローアップ研修会の実施 (2回) ①平成28年11月22日 (雲南市) 「悩んでいる人への接し方～メンタルヘルス・ファーストエイドより」 ②平成28年11月29日 (奥出雲町) 「お酒と上手な付き合い方について学ぼう！」 (2) 保健所で毎月実施されている「つくしサロン」への協力 ・ボランティアが相談対応に困った事例への対応、協力の実施 (3) 他のボランティアとの活動交流を支援 がんサロン、難病サロンと合同の交流実施 (平成28年12月8日) (4) ほほえみの風イベントへの支援 (平成28年9月10日) ・実行委員会への参加及び当日の支援・協力実施</p> <p>その他、公聴会以前には、島根県精神保健福祉ボランティア連絡協議会総会・研修会の支援・協力の実施 (平成28年6月3日) があります。</p>	障がい福祉課 雲南保健所	つくしの会 【会議欠席】	8月18日